３　平成３０年度における個人情報開示請求等に係る審査請求の処理状況

※　不開示理由欄の略記は、次の不開示理由を意味します。
１号：法令秘情報　２号：本人不利益情報　３号：第三者（個人）情報　４号：法人等情報　５号：公共安全維持情報
６号：審議、検討、協議情報　７号：事務事業執行情報　不存在：請求の対象となる個人情報が存在しない

諮問番号	請求日 決定日 申立日	不服申立て案件	請求時の所管課	不開示理由	諮問日 答申日 裁決日	答申内容 裁決の内容	備考
—	H28.8.12 H29.7.10 H29.10.10	「千葉市立○○小学校が○○保護者である○○へ宛てた平成○○年○月○日付け及び同年○月○日付け回答書を作成するにあたって参考とした資料一式」に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	３号 ７号	 H30.5.9	 却下	不適法であるため
—	H29.7.5 H29.7.21 H29.10.16	「千葉市立○○小学校におけるいじめ事案に関する損害賠償請求調停概要について」（文書番号○千教指第○号）に係る部分開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	３号 ７号	 H30.5.9	 却下	不適法であるため
23	H29.7.5 H29.8.4 H29.11.6	「○○が千葉市立○○小学校第○学年に在籍し、登校していた期間の出席簿」に係る不訂正決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 学事課	—	H30.1.17 H30.5.8 H30.5.23	妥当である 棄却	答申第22号
23	H29.7.5 H29.8.4 H29.11.6	「「小学校児童指導要録」の出欠の記録欄の○、○学年の備考欄における欠席日数の補足説明」に係る不訂正決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	—	H30.1.17 H30.5.8 H30.5.23	妥当である 棄却	答申第22号
24	H29.11.6 H29.11.20 H30.2.20	「千葉市立○○小学校が○○保護者である○○へ宛てた平成○○年○月○日付け及び同年○月○○日付け回答書記載のいじめ事案に関連のある○○小学校の職員会議及び特別支援部会定例会議の会議資料及び会議記録」に係る不開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	不存在	H30.4.27 H30.8.7 H30.9.13	取り消すべきである 認容	答申第23号
25	H29.3.21 H29.12.18 H30.3.19	「○○が千葉市立○○小学校在籍中の○年次に同級生からいじめを受けていた際の担任○○教諭の不適切な対応について、平成○○年○月○○日に同校図書室にて行った同教諭と本人との話し合いに関する資料及びその報告書類一式」に係る不開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	不存在	H30.6.10 H30.8.7 H30.9.13	妥当である 棄却	答申第24号
25	H29.3.21 H29.12.18 H30.3.19	「○○が千葉市立○○小学校在籍中の○年次、および○年次（平成○○年○月○日から平成○○年○月○日まで）における本人に関する保健室利用記録（養護教諭執務記録や保健室来室記録等）」に係る不開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 保健体育課	不存在	H30.6.10 H30.8.7 H30.9.13	妥当である 棄却	答申第24号

諮問番号	請求日 決定日 申立日	不服申立て案件	請求時の所管課	不開示理由	諮問日 答申日 裁決日	答申内容 裁決の内容	備考
25	H29.7.5 H29.12.18 H30.3.19	「○○が千葉市立○○小学校在籍中の○年次に同級生からのいじめ被害に遭い、平成○○年度から不登校となったいじめ事案に関して、千葉市立小学校及び中学校管理規則第４８条の定めにより○○小学校長が教育委員会に報告を行った「事故報告書」」に係る不開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	不存在	H30.6.10 H30.8.7 H30.9.13	妥当である 棄却	答申第24号
—	H28.8.12 H29.7.10 H29.10.10	「千葉市立○○小学校が○○保護者である○○へ宛てた平成○○年○月○日付け及び同年○月○日付け回答書を作成するにあたって参考とした資料一式」に係る不開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	３号 ７号	 H30.6.13	 却下	不適法であるため
—	H29.7.5 H29.7.21 H29.10.16	「千葉市立○○小学校におけるいじめ事案に関する損害賠償請求調停概要について」に係る部分開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	３号 ７号	 H30.6.13	 却下	不適法であるため
26	H28.8.12 H30.5.9 H30.8.8	「千葉市立○○小学校が○○保護者である○○へ宛てた平成○○年○月○日付け及び同年○月○日付け回答書を作成するにあたって参考とした資料一式」に係る部分開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	３号 ７号	H30.11.22 	 	答申準備中
27	H29.7.5 H30.5.9 H30.8.8	「千葉市立○○小学校における いじめ事案に関する損害賠償請求調停概要について」に係る部分開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	３号 ７号	H30.11.22 H31.3.27 	取り消すべきである 	答申第25号 裁決準備中
28	H30.6.29 H30.7.13 H30.10.10	「○○が千葉市立○○小学校在籍中の○年次に同級生からのいじめ被害に遭い、平成○年から不登校になったいじめに関する報告書。文書名を問わず、○○小学校の教職員が同校の管理職へ本件いじめを報告した電子メール等の電磁的記録を含む全ての文書で、報告が対面や会議内で口頭で行われた場合には、報告に使用された文書やメモ等の資料を含む全ての報告記録や会議録。」に係る開示決定及び部分開示決定に係る審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	３号 ７号	H30.11.22 H31.3.27 	妥当である 	答申第26号 裁決準備中
—	H30.6.26 H30.7.24 H30.10.22	「○○が千葉市立○○小学校在籍中の○年次に同級生からのいじめ被害に遭い、平成○年から不登校になったいじめに関する事故報告書。文書名を問わず、○○小学校が千葉市教育委員会に対して、本件いじめを報告した電子メール等の電磁的記録を含む全ての文書で、報告が電話および面談、会議による場合には、その全ての報告記録や会議録。」に係る部分開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	３号 ７号	 	 	実施機関にて検討中

諮問番号	請求日 決定日 申立日	不服申立て案件	請求時の所管課	不開示理由	諮問日 答申日 裁決日	答申内容 裁決の内容	備考
—	H30.6.8 H30.8.31 H30.12.3	添付資料に記載した個人情報の内容又は公文書の件名に係る部分開示決定及び不開示決定に対する審査請求	教育委員会 学校教育部 教育支援課	3号 7号			実施機関にて検討中
—	H31.1.4 H31.1.5 H31.1.11	「○月○日に申請した政務活動費収支報告書閲覧申請に入力した個人情報」に係る開示決定に対する審査請求	議会事務局 総務課				諮問準備中